



通信

第 146 号 2022. 5. 30

公益社団法人 福島原発行動隊

東京都千代田区神田淡路町1-21-7

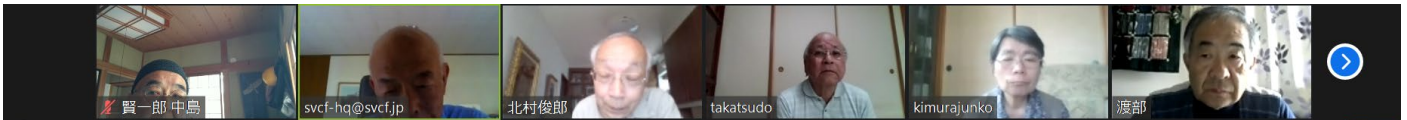
静和ビル 1階A室 〒101-0063

Tel: 03-3255-5910 Fax: 03-3525-4811

Mail: svcf-admin@svcf.jp Web: http://svcf.jp

転居された方は事務局 (svcf-admin@svcf.jp) まで転居先をお知らせください

第 114 回院内集会報告



5 月の院内集会(第 114 回)は以下のように行われました。これは 2021 年 12 月から行ってきた討論集会シリーズ「大震災/原発事故収束事業と被災者/地の生活/コミュニティの回復」の 6 回目です。

- ・日時: 5 月 26 木曜日 11:00~12:00
- ・テーマ: 帰還困難区域における被災避難者の早期帰還等生活回復の要望実現に向けて

2 月および 4 月に原子力災害対策本部(内閣府)要望書を提出した大熊町等の被災避難者と行動隊メンバーとが意見交換を行いました。

その結果、大熊町、富岡町などの帰還困難区域における被災避難者が、早期帰還等に向けた各々の要望を、福島県内に駐在する政府関係者(内閣府 廃炉・汚染水対策現地事務所の被災者生活支援担当官)に直接訴えるため、6 月中旬に福島原発行動隊メンバーとともに同現地事務所に向かうことになりました。

【院内集会での発言】

- ・被災避難者が何を望んでいるかを政府は把握していない。要望を調査した上で、国と市町村とで生活回復へのプランを立て、住民に説明しなければならない。
- ・実際には、ほとんどのひとが帰還することはなかろう。戻っても隣近所はいないのでとても暮らしにくい状態になっているからだ。そういう状況で、解除をどのように進めていくか、早急にプランを立てて欲しい。
- ・除染はすくなくとも私の家は止めて欲しい。自宅の周辺では痛ましいほど樹木が切り倒されている。それによって温暖化を助長することになる。いまはむしろ樹木を植えなければならない。

・何はともあれ避難指示(帰還困難区域)を解除して欲しい。電気も水もトイレも大丈夫だ。解除された後の事はこちらが考える。

・これまで解除は「区域」で行われていて、個々に行なわれた事例はない。解除と除染は一体で行われることとされているが、原発事故から十年余を経て各地の状況は変わってきている。除染のあり方もこれまでと同じでいいのか、必要などところとそうでないところをしっかりと見分けていかねばなるまい。

・「避難指示解除」を一般論として述べていても事態は進まない。帰還困難の被災避難者各々の要望を、福島県内に駐在する政府関係者に直接訴えて個々に事態改善の回答を得るようにしていくべきだ。それを、先方がいやというまで繰り返すことにしよう。

【これまでの帰還困難区域における被災避難者の要望と政府の対応】

2022/2/16 要望書提出

「放射能汚染線量が減衰していることが確認され『放射線被曝保護』の必要がなくなっている地域については、特定復興再生拠点区域の外であっても、早期に避難指示を解除すること」等 4 項目の要望書を政府(内閣府原子力災害対策本部)に提出。

2022/3/31 内閣府回答

「特定復興再生拠点区域外については、『2020 年代をかけて、帰還意向のある住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める』という政府の復興推進会議/原子力災害対策本部合同会合決定(2020/8/31)「方針」をそのまま記した「回答」。

福島原発災害被災者の生活回復に関する追加要望(2022 年 4 月 28 日)

2022 年 2 月 16 日付け「要望書」に対して、貴内閣府から 3 月 31 日に「回答」をいただきました。そのうち特に要望 1、2 に対する「回答」に関して、追加の「要望」を下記のとおりお送りします。

要望事項 2 に関連する追加要望は、被災/避難者の日々の生活に直結することです。ご多用のなかで恐れ入りますが、5 月末までにご回答いただけるようお願いいたします。

●要望事項1(帰還困難区域の早期解除)に関連して

「特定復興再生拠点区域外については…2020 代をかけて」というが、既に 11 年の避難生活を強いられているうえさらに 7、8 年というのは、特に高齢化している被災/避難者にとってあまりに酷である。

実際に帰還をする者は避難生活者の中の数%に過ぎず、帰還希望に応じて線量測定や除染を行わねばならない家屋の数は限られている。「区域外」を画一的に扱って解除の時期を全体として徒に遅らせることなく、帰還希望者それぞれの地域、環境状況に応じて個々に線量測定等を取り急ぎ行い、帰還区域解除を実施して欲しい。

●要望事項 2(帰還困難区域解除までの間の一時帰宅に関わる規制緩和)に関連して

帰還困難区域解除を待たねばならない間のせめてもの手立てとして、一時帰宅(一時立ち入り)に関わる制限で被災/避難生活者に不便を与えることのないよう以下の規制緩和を「可能な限り住民の…意向に配慮した形で実施」して欲しい。

- ・立ち入り可能時間についての規制を緩和する。特に終わりの時間をあと 30 分延長する(立ち入り時間は 9 時から 16 時となっているが、中継基地での手続きがあるので実質は 9 時 30 分から 15 時 30 分しか帰還困難区域にいられない)。
- ・一時帰宅の年間回数、曜日や祝祭日の制限を無しにする。
- ・バスの立ち入り日にはマイカーは入れないとしている制限を無くす(バス利用の一時帰宅者は、マイカーの立ち入りを規制が必要なほどには多くない)。

2022/5/13 衆議院環境委員会質疑

近藤昭一議員(立憲民主党)が、「要望書」「追加要望」について質問し、須藤政府参考人の答弁は、「帰還困難区域の早期解除に関連する追加要望については「帰還困難区域のうち避難指示の解除の見通しが立っていない地域については

2020 年代をかけて希望する人が帰還できるよう必要な箇所を除染し、解除の取り組みを進める」という 2021 年 8 月 31 日の復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合で決められた方針を述べるにとどまりました。

目 に 青 葉

安藤 博

5 月 18 日(水曜)から 24 日(火曜)までの 6 泊 7 日で福島行動を行いました。

安藤博、高橋済、三宅勇次、山田次郎の 4 人。作業は、大熊町、富岡町の帰還困難区域内の住居保守(除草等)と川内村高田島ヴィンヤードのぶどう園整備です。

コロナが下火になったかと思うとまた盛り返す“波状攻撃”を繰り返してきたことなどのため、福島行

動になかなか踏み出せずに時を過ごしてしまったので、昨年末以来約半年ぶり。今年最初の福島行きです。

常磐線でいわきを過ぎて富岡駅へ。車窓からきれいに並んだ稲苗の列が見えます。芭蕉が 1689 年に白河から須賀川へとたどったのもほぼ同じ 4 月の末。風流には遠い体育会系のアンドウさんでも、

【風流の初(はじめ)やおく(奥)の田植うた】

が浮かびます。

富岡駅近くでレンタカー。

作業地の大熊町、富岡町の帰還困難区域内を進み、また川内村の山道をぶどう園に上がっていくと初夏の若葉があふれかえっています。

<住居保守作業>

大熊町、富岡町の帰還困難区域内のお宅は、半年経つと、かくもかと思うほどに雑草が伸び茂っています。刈り払い機の燃料を何度も入れ替え、回転刃も刃先が摩耗して取り換えます。

<ぶどう園整備>



川内村ぶどう園の作業は、雨季を前にブドウ樹の列をビニールシート(レインガード)で蔽うことです。このレインガードでブドウ果実を腐敗させる晩腐病から守ります。

シートを、樹列に張りまわしてある針金線に、親指の先ほどのプラスチッククリップによって 50-70cm 間隔で止めていきます。

剪定をしてきれいな若芽を出しているブドウ樹、約 12,000 本。100-200m の樹列を往復しながら、いつ終わるとも知れぬクリップ止め作業ですが、ちゃんと止まるとクリップがコチンと鳴るのが心地よい。

それに重なるように、ブドウ園まわりの森からほととぎすの声が高く響きます。

宿に戻る途中にアパート管理の鈴木商店に寄り、頼んでおいた刺身を受け取ります。

この日は、鰹。味にうるさく魚のにおいにはことさら潔癖な高橋将棋四段が「これはいい」とうなり声をあげました。

翌朝ぶどう園に上がっていく前に、魚料理人でもある鈴木商店のご主人に聞くと、魚体を切りさばきハラワタを出すのと、刺身に切り分けるのとでまな板を代える、それが初鰹の秘訣と分かりました。

ここで一句詠むべきところ、江戸中期の俳人、芭蕉とも親交があったという山口素堂(1642-1716)に先に詠まれていました。

【目に青葉 山ほととぎす初鰹】

はばかりながら蘊蓄をひとつ。

冒頭、正しくは「目に」でなく「目には」と字余りに。福島に行けば、誰もが詩心、歌心にひたるのです。

帰 還 (続)

安藤 博

・避難指示の根拠

元の家に戻りたいという帰還困難区域の原発被災/避難者の願いを阻んでいるのは、2011 年3月 11 日の原発事故に伴って政府が発令した避難指示 参照 です。

この指示に基づき住み慣れた家が「帰還困難区域」に囲われ、11 年にわたって遠く離れた場所で避難生活を強いられてきたわけです。

・居住の自由と公共の福祉

憲法は「どこにでも住むことができる自由」を保障しています 参照 が、こうした自由には「公共の福祉に反しない限り」という制限がついていて、これが“曲者”です。福島原発災害にともなう「避難指示」は、「居住者の生命身体に対する危険を防止する」 参照 という「公共の福祉」のために行われています。

•憲法違反！

福島第一原発が再度の暴発を起こすことが恐れられているなかで発令された避難指示は、当然の必要なこととでした。しかし事故後 11 年余を経たこんにち、早期の帰還/帰宅を求める被災者のなかには、避難指示を不要な束縛だと認識しているひともあります。特に、自宅の放射線線量を測って汚染線量が減衰していることを確かめ、もはや「生命身体に対する危険を防止する」ための避難は必要ないと主張する避難生活者にとって「帰還困難区域」は居住の自由を侵害する憲法違反の存在でしかなくなっているわけです。

・ひとりでも

問題は、十年余の避難生活が続く中で多くの人たちが帰還を諦めて家屋を解体しているため、「早期帰還」の訴えが個々単独の訴えになってしまいつつあることです。

解除は一定の広がりを持った「区域」で行われるものだ、還るといっても周りには住む人がいない、電気、水道等のライフラインが回復していない、除

染がまだ行われていない等々、避難指示解除の希望をはねつける理由はいくらでもあります。

しかし「早期帰還」をひとりで訴えなければならぬ状態にしたことこそが、原発事故のもたらした災厄のさいたるものです。原発事故は、個々人の生活を破壊するとともに、ひとびとが暮らすコミュニティを崩壊させたのです。

避難指示は公権力による「居住の自由」の侵害であって、だから「居住者の生命身体に対する危険を防止する」必要がなくなれば、避難指示解除の訴えはひとりであろうと軽んじられてはならないはずです。

ただ概して公務員たちは「憲法」を軽んじがちで、だからわざわざ憲法で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」(第 99 条)と念を押しておかねばならないのです。

その上で、早期帰還の実利をあげるためには「憲法違反！」で押しまくるだけではない工夫もいるでしょう。

6月の行動計画

＜対廃炉・汚染水対策現地事務所要請行動＞

6月中旬予定

＜第 115 回院内集会＞

日時：6月23日（木）11：00～13：00
（予定）

会場：オンライン(Zoom)

<SVCf 通信 147 号>

6月27日（月）発行予定

＜連絡会議＞（下地図参照）

以下の各金曜日 10:30 から淡路町事務所

6月3日、10日、17日、24日

